

イメージ 裁判員制度

各地の裁判所へ行くとき、割を果たしてきた。

裁判員制度の広報文書が置いてある。二〇〇五年から一年間、最高裁が掲示したポスターでは女優の長谷川京子さんが、この制度は「裁判と国民との距離を縮め、裁判に対する信頼を高める役割を果たす」と語り掛けた。

裁判員制度は、国の主権者である国民が政治や行政の分野だけでなく、司法の分野へも意見を反映させ、司法を身近なものにする意義があると説明されている。欧米では歴史的に、国民参加の導入は民主政治を強化する役

割を果たしてきた。しかし反対論も強い。刑事法学者の小田中聡・東北大名教授は著書「希望としての憲法」(花伝社)で①裁判員の義務化(憲法は義務化を認めていない)②被告の義務化(被告が裁判員に

不信感や不安感を持っても裁判を拒否できない)③裁判員はお飾りの存在(裁判官と独立・対等に欠陥があまりに多く、実施は延期すべきだ)と小田中名教授。

「裁判員制度はしているように、この制

度は現在の刑事司法を良しとするところから出発している。国家権力には人権を侵害する恐れがあるが、それをチェックする

のが大事だという思想が見られない。陪審制度は被告を守る盾になるが、裁判員制度は全く違う」

高山弁護士は「この制度は、審理にじっくり時間をかけないなど、すべての司法改悪につながる」と強調する。

根強い反対論には、それぞれ耳を傾けるべき主張が含まれている。こうした批判を克服する制度に仕上げられるか。政府や最高裁、日弁連などに課された責任は重い。

(次回は「検察側の準備」です)

(共同通信編集委員 土屋美明)

反対論

「諸悪の根源」と批判



「裁判員制度は廃止すべきだ」と話す高山俊吉弁護士

「裁判員制度は廃止すべきだ」と話す高山俊吉弁護士

「諸悪の根源」と批判

「諸悪の根源」と批判

「諸悪の根源」と批判